

令和7年度豊川市地域福祉計画推進委員会議事録

日時：令和7年10月28日

14:00～16:00

場所：豊川市役所 本32会議室

○事務局

- ・資料の確認
- ・地域福祉課長あいさつ
- ・事務局紹介
- ・欠席連絡（特定非営利活動法人とよかわ子育てネット 豊田委員）

小委員会の開催にあたり、豊川市地域福祉計画推進委員会設置要綱を一部改正しました。主な改正内容としては第7条の追加となります。お時間のある時にお目通しのほどよろしくお願ひいたします。それでは議事に入りますので、推進委員会設置要綱第7条第4項により、委員長が小委員会議長となりますので、以降の会議の進行につきましては、川島議長、よろしくお願ひいたします。

○川島小委員会議長

こんにちは。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。小委員会の議長の川島と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。あつという間に秋になってきたというか、ついこの前までクーラーをつけていましたのに、今日はまだ比較的暖かいですけれども、朝晩涼しい気候となって参りました。前回の委員会では暑い中お集まりいただいたのですけれども、今回は少し気候が変わってということで、本日お集まりいただいております。今日お集まりいただきました皆様と一緒に、令和7年度第4次豊川市地域福祉計画推進委員会の小委員会を開催させていただきたいというふうに思っております。

この地域福祉計画を策定して地域福祉を推進していただいているのですけれども、評価ということが国の中でも努力義務ということで、2017年の法改正からしっかりと書き込まれております。地域福祉計画全体を毎年毎年見直すっていうのは大変膨大な量になりますので、委員会と事務局とご相談させていただきまして、毎年それぞれ少し視点を定めて振り返りをさせていただきたいということで、今年は子ども若者支援の視点からということで、皆様にお集まりいただいております。もちろん他の委員の方も全員で集まってということも考えたのですけれども、やっぱり地域の視点について詳しい方々と一緒に今後の方向性ということをしっかりと見据えて、かつ具体的・実践的に議論させていただければというふうに思っております。

限られた時間ですので早速議題を進めさせていただきたいと思います。まず次第の2、「4つの基本目標における評価の視点について」ということで、私から資料1を参考にさせていただきながら、ご説明をさせていただきます。また基本目標を皆様と一緒に確認をさせていただきたいと思いますので、お手元の地域福祉計画の41ページをご覧いただけますでしょうか。基本目標を4点定めて地域福祉計画を立てておりますので、まず基本目標を確認させていただきます。基本目標1「地域と繋がる学びと交流の場づくりを進めます」、基本目標2「助け合い支えあいのしくみづくりをすすめます」、基本目標3「必要とする方に必要な支援が届くしくみ

づくりをすすめます」、基本目標4「安全・安心に暮らすことができるまちづくりをすすめます」。この4つの目標につきましては、子ども若者であろうと、障害のある方であろうと、高齢者の方であろうと、全市民の方たちにとって、この4つの目標が実現できるということを目指すことになります。

ただ、いろんな領域に跨っておりますので、今回はこの4つの基本目標が子ども若者にとって、豊川市の地域福祉が推進できているかということにつきまして、少し視点を絞りながら、皆様と一緒に評価をしていただこうというふうに思っております。

事務局に作成していただいた資料1をご覧いただけますでしょうか。それぞれの4つの基本目標につきまして、それぞれ計画では施策がたくさん紐づいているということになります。ただすべての施策に対して進捗状況を確認するというのをまた時間がかかりますので、事務局に基本目標のそれぞれについて、子ども若者のところで確認をしたいという施策をピックアップしていただくということを実施しました。ですので、ここに掲げてある5つの施策というのは、それぞれの基本目標が進捗しているかどうかということを、きちんと見るためにピックアップされた施策ということになります。事業が束になって、施策に結びついていくし、その施策の束が今度は基本目標に結びついていくということですので、こういう事業をピックアップして評価をしていくことによって、ボトムアップ的に基本目標の1から4までが評価できる仕組みになっています。

さらに今年は子ども若者という視点で評価をしていただきますが、これ以降、高齢者の視点から評価、障害のある方、権利擁護の必要な方からの視点ということで評価を毎年繰り返していくことによって、次期の計画のところに、その見直しを広く反映させていくということを目指しています。ですので、今日は子ども若者の視点での振り返りということになります。ここにしかも、行政の職員の方だけではなく、いろいろな立場の公私共同で評価をしていくことも、この地域福祉計画の大きな意義ということになります。地域福祉の計画を評価するときには、必ず住民等の意見を聞かなければいけないということも、社会福祉法のところに決められておりまして、そういう意味でも、いろいろな方々に今日来ていただきまして、子ども若者の視点から、地域福祉がちゃんと推進しているかということについてご意見を賜ればと思っております。ですので、どうぞ忌憚なく、「ここはちょっと進んでいないのではないか」とか、「ここはまだ今の段階では進捗は見えにくいけれども、実は進んでいますよ」というご意見でも結構だと思います。地域福祉計画が進んでいるのか、進でないかっていうのはかなり総合評価になり、見えにくいということで、今日は少し解像度を上げて分野を絞り、施策を絞り、皆様と一緒に評価ということを進めて参りたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、評価の項目、現状報告ということをしていただかなければ評価がなかなか進みませんので、現状報告をまず事務局からよろしくお願ひします。

○事務局

それでは資料2をお手元にご用意をお願いします。先ほど川島小委員会議長の説明にあったように、豊川の子ども若者支援の視点から、地域福祉全体について意見交換をしていくにあたり、まずは、事務局から地域福祉計画に記載されている取り組みについて、子ども若者支援に係る評価項目を抜粋して説明させていただきます。資料の見方といたしましては、資料1の評価項目①～⑬の番号と、資料2の右上番

号が関連する形となりますので、資料1の評価の視点と照らし合わせながらお聞きいただけますと幸いです。

それでは、基本目標1について、豊川市社会福祉協議会地域福祉課長補佐の小川から、評価項目①から③までの事業について説明をさせていただきます。1ページをお開きください。各事業の目的としまして、①福祉実践教室は、小学校高学年から中学生までを対象にしています。また、②ボラたま隊につきましては小学校の高学年を、③青少年ボランティア体験学習は中学生から高校生を対象にして実施をさせていただいております。

それぞれ、まず参加する児童生徒さんに、福祉やボランティアを知っていただくということを目的として開催をしております。また、地域と繋がっていただくために、以前は福祉実践教室では、講師につきましては当事者であったり、ボランティアの方にお願いをしておりましたが、最近では、実際に地域で活動している活動者の方にも入っていただいて、地域福祉を知っていただくためのきっかけとして開催をしております。今日こちらに参加している足木委員にも、車椅子の使い方、車椅子ユーザーの生活に関してご指導をいただいております。また、権田委員につきましても、実際に地域の活動者と足を運んでいただいて、児童生徒が実践教室に参加する様子を見ていただいております。

ボラたま隊につきましては、福祉実践教室が学校の教育の場で実施をさせていただいておりますが、夏休みの時間を活用しまして、1つの講座として参加型で開催をさせていただいております。毎年開催テーマを決めまして、生徒に自主的な気付きや学びを促しています。今年度に関しましては、11月に東京の方でデフリンピックが開催されるということで、ろう者の生活であったり、手話について学んでいただくことをしていただきました。

青少年ボランティア体験学習につきましては、中高生を対象に地域住民との交流を通じて開催をさせていただいております。こちらも以前は、福祉施設でボランティアをするということが主だったんですけども、福祉実践教室との繋がりも考えまして、地域の活動にも参加をいただきまして、実際に中学生高校生が住んでいる地域でどんな活動をされているのかということを知っていただく機会として実施をしております。

次に福祉実践教室の開催実績を記載させていただきました。小学校につきましては、現在、豊川は26校あり、すべての中学校、小学校で実施をしていただいております。中学校に関しましては、2校で開催をしていただいております。ただこちらの方は皆さん、夏休みのときに、青少年ボランティア体験学習に出席されておりますので、なかなか忙しい時間の中ですべて開催するのは少し難しいかなというところで、こちらの開催方法につきましても、今後、中学校の先生とお話しして、改善を進めていきたいと思っております。

下の方に主な取り組みや課題ということで、福祉実践教室につきましてはパンフレットを提供させていただいております。また、学校の学習指導要領に沿って令和6年度からエリア教育を新設しまして、実際に福祉施設で働いている職員の方、もしくは活動者の方に講師を務めていただき、なぜご自身がそういった福祉が場に進んだのかというお話をさせていただき、それを聞く生徒さんが将来へつなげていただく一助として開催をしております。また福祉実践教室の副読本としまして、『ボラリン』を発行しております。また発行に当たりましては、今年度は権田委員が関

わっております萩学校さんを編集委員会に編成しまして、児童さんの意見を反映する形で作成を進めております。

次に、小中高生のボランティア講座への延べ参加人数について報告させていただきます。ボラたま隊につきましては、令和6年度は10人となっております。令和5年度が24人で、これは連続ではなくて各講座に自由に参加していただいたということで、延べ人数が24人となっています。令和6年度につきましては、連続講座にトータルで参加された実数の表記をさせていただいております。

青少年ボランティア体験学習につきましては、すべての参加者数を、延べ人数で記載させていただいております。主な取り組みや課題としまして、ボラたま隊につきましては、グループワークを中心とした少人数での開催を実施しております。毎年度テーマ決めさせていただいております。令和5年度、令和6年度と比べまして、単発で行うよりも、テーマを決めて行った方が児童生徒さんの習熟度、より自分のものにしていただくという感じを受けることができました。青少年ボランティア体験学習につきましては、前学習の開催をしまして、より生徒さんに学びを深めていただくということを努めています。ただ、現状におきまして、実行後のフォローアップの充実を図っていかなければいけないと感じております。現状では振り返りシートの提出にとどまっておりますが、その後、ボランティアや福祉に関する活動に活かすために、ルートマップをこちらから示すことも必要ではないかなと思っています。最後に、申し込み方法のオンライン化について、現状、スマートフォン等がない家庭にも配慮しまして、電話等の受け付けしておりますが、昨今、SNS、インターネット等の発信が電話以外にも、タブレットやスマートフォンですねそういうものから申し込みができるような選択をふやしていくことも1つ若年層にも必要ではないかなということで、新たなサービスも模索しております。

続きまして、市民協働国際課長の中尾です。よろしくお願ひします。それでは、基本目標2、評価項目④、「町内会加入世帯数」についての取り組み等についてご説明いたします。はじめに、「1 町内会加入世帯数の現状」についてですが、令和7年度の町内会加入世帯数は53, 704世帯で昨年度より164世帯減少をしています。過去、5年間をご覧いただきますと、令和5年度までは加入世帯数が増加傾向にありましたが、令和6年度から減少に転じています。加入世帯数で見れば令和6年度から減少していますが、加入率でみれば、この10年で10%ほど減少しており、令和7年1月1日時点の町内会加入率は65.5%となっています。近年の共働きの増加や働き方改革による定年延長等による役員の担い手不足が課題となっていることに加え、町内会役員の負担の大きさや責任の重さなどを要因に、若い世代の地域コミュニティに対する関心が希薄化し、活動者が減少するとともに加入世帯の減少が深刻化しています。このような現状から町内会加入促進事業だけでなく、町内会役員の負担軽減を図る取組みを行う必要があります。

続いて、「2 町内会加入世帯数の目標指標」についてですが、本市の第7次総合計画における重要業績評価指標（KPI）にもあるとおり令和7年度の町内会加入世帯数の維持に努めます。

続いて、「3 目標指標を達成するための取組」についてですが、町内会加入促進及び町内会役員負担軽減への取り組みとして、5つの事業を実施します。まず、加入促進への取り組みとして、漫画形式で作成した町内会啓発の冊子を小学3年生の社会科の副読本を作成しまして、学校の方から配布していただいています。また、

小学生向けの出前講座も実施しております。2つ目に、豊川市に転入してきた方に対し、町内会への加入を促すために配布を行っています。また、近年では外国人の転入者も増加傾向にあるため多言語版のパンフレットを作成し、より多くの市民に町内会に対する理解を深めるようにしています。3つ目に、特に町内会に未加入となっている集合住宅等に住居する市民に対する取り組みとして集合住宅等を管理する宅建協会等と町内会加入促進に関する協定を結び、家賃に町内会費を含めて徴収するなど、町内会加入につながる取組みを行っています。4つ目に、町内会役員負担軽減についての取り組みとして、町内会電子回覧板「結ネット」を活用することで、これまで紙媒体で配布をしていた回覧物を電子化し、役員の負担の軽減を図ります。5つ目に、令和6年度より府内プロジェクトチームを設置し、市からの各種委員の推薦をはじめとした、多くの依頼事項の見直しを行い、これまで町内会の協力により実施していた事業などの業務化などを検討し、実施することで、町内会長の負担軽減を行っています。説明は以上となります。

続いて、評価項目⑤について、豊川市教育委員会生涯学習課の説明資料を預かっているため、地域福祉課の中尾が代読させていただきます。令和5年度に、教育委員会生涯学習課が事務局となっている豊川市子ども会連絡協議会は組織を改革し、内容は、豊川市子ども会連絡協議会主催の各種事業を廃止・縮小、会議回数の削減や各小学校区から豊川市子ども会連絡協議会に出席する役員の任期を短縮したことです。改革の背景には、子ども会加入率や単位子ども会数の減少傾向、会議出席など役員の負担が重いという意見があり、それらの課題を解決するために役員等と協議をして改革内容を練りました。改革について、役員からの反応としましては、

「集まる回数を減らしてもらえるのがありがたい」という声が最も多かったです。また、豊川市子ども会連絡協議会主催の大きな行事につきましては、「役員が企画からやるのは大変」という意見があつたため、縮小した行事は、事務局が主導で行う方法にしました。長期的な展望として、ここ最近は減少傾向にある子ども会の加入率の向上を図ること、また、単位子ども会活動の発展を目標としており、長期的な視点で、豊川市子ども会連絡協議会の継続を図りたいと考えています。加入率につきましては、減少傾向が続いているものの、県内でみると高い水準を保っています。これは、豊川市の子ども会が地域とのつながりが強く、町内会等との連携があるからだと思います。豊川市子ども会連絡協議会としましては、今後も、単位子ども会活動の継続的な支援をすることで、地域の活性化につなげていきたいと思います。以上で基本目標2の評価項目について現状報告を終わります。

続いて、基本目標3について、評価項目⑥⑦⑧の現状報告をさせていただきます。私は豊川市社会福祉協議会、地域支援課の山本です。評価項目⑥の相談件数に対する世帯に子ども子育て世代が含まれる件数の割合につきましては、コミュニティソーシャルワーカーが重層的支援体制整備事業における多機関協働事業、アウトリーチ事業、参加支援事業のいずれかにおいて介入した39歳以下の男女のケースから抽出したものになります。令和5年度は新規31ケースのうち8ケース、令和6年度は28ケースのうち14ケースに介入いたしました。男女比といたしましては、計12ケース中8ケースが男性と数字上は男性が多い傾向にあります。また、12ケース中11ケースは、その家族も生活困窮や要介護、障害、ひきこもりなど、世帯全体が複雑的な課題を抱えていました。こういった課題整理が難しく、支援者

間の役割分担が困難で福祉領域を超えた支援が必要なケースにつきましては、重層的支援体制整備事業が効果を発揮しております。コミュニティソーシャルワーカーが支援の旗振り役として、課題整理や役割分担といった支援体制の整備に向けて会議を行っております。現時点では12ケース中2ケースは終結を迎えておりますが、10ケースについては現在支援中です。特徴といたしまして、年齢が若い世代ほど信頼関係の構築に時間をする傾向にあります。

評価項目⑦の子育てサロンへの活動支援につきましては、子育てを活動の中心とする団体同士の顔つなぎを目的に、令和3年度より子育てサロン交流会を開催しております。令和5年、令和6年とともに子育てサロンや子ども食堂など、計7団体の活動者が集まり活動に役立つ講義の受講と意見交換を実施いたしました。

評価項目⑧－1の子ども食堂への活動支援については、市内、現在市内23ヶ所に子ども食堂の方が存在しておりますが、そちらに対しまして、団体の立ち上げに向けた支援や周知啓発を含んだ運営支援、また個別の支援といたしまして、子ども食堂に参加した児童に関する個別支援及び関係機関との連携。または引きこもり児童に対する参加支援の居場所としても、伴走支援を行っております。この伴走支援参加支援につきましては、評価項目⑪の際に具体的な説明をさせていただきます。以上となります。

評価項目⑧－2について、豊川市としての取り組みを報告させていただきます。私は豊川市子育て支援課の佐野と申します。よろしくお願ひいたします。こちらの子ども食堂の一覧になります。これは豊川市のホームページ上で周知している市内の子ども食堂になります。活動を把握した運営者に対し周知等の応募確認の上、ホームページ上に掲載しています。内容としましては、開催日時や開催場所、参加費、代表者の連絡先、寄付のお願いを掲載しています。傾向としましては月1回の開催を子どもの参加費が無料や100円の子ども食堂が多くなっております。

また資料にはございませんが、令和4年度から子ども食堂運営費補助金制度を創設しました。今年度につきましては、今のところ13ヶ所の子ども食堂が補助の申請をしています。この補助金は、子どもの貧困対策、家庭や学校とは別に、子どもが地域の人たちと一緒に食事をすることで、地域の子どもと大人が交流し、子どもが安心できる居場所を提供する子ども食堂の運営事業者に対し、継続安定した運営が図られるように支援することを目的としています。運営者の方の思いも、子ども支援、親子支援、3世代交流、地域との繋がりなど、思いも様々です。また、市の補助以外にも地域の方や企業、県、国などの支援もいろいろあり、運営者の方は自分たちの活動に合うような支援を活用しながら、実施しております。なお、市内に中学校区10ヶ所ありますが、子ども食堂の方がすべての中学校区で開催しております。以上となります。

続いて、評価項目⑨については、豊川市地域福祉課の中尾から説明させていただきます。豊川市学習支援事業の現状について説明します。まず、この事業は経済的な困窮や日常生活上の不安など、様々な要因から学習環境が十分に整わない世帯の子どもや保護者に対し、学習支援や進路支援のほか、生活習慣・環境改善に対する支援を行い、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境の整備と学習機会を付与することを目的として実施しています。対象者としては、主に生活保護世帯や生活困窮世帯の中学生がメインとなっており、必要に応じて小学生や高校

に進学しなかった者や高校中退者が対象となっています。生徒の参加状況及び進学状況については、「3 参加状況」、「4 参加者の進学状況」に、令和3年度から6年度にかけての実績を載せておりますのでご参照ください。支援内容については、学習習慣や学習意欲の向上を図るだけでなく、居場所の提供などを実施しています。実際に子どもへ関わる人材として、シルバー人材センターに登録されている教職OBや学生ボランティアが挙げられます。学生ボランティアの登録人数は「6 ボランティアの登録人数」のとおりです。ほかにも、ピンポイントで関わってもらっている他部署や協力団体は「7 他部署との連携」、「8 協力団体」のとおりです。次に、「9 イベント等の開催」についてですが、夏、冬、卒業シーズンの年3回実施しています。このイベントは、令和6年度の実績にあるように参加者が楽しめる内容を企画して実施しています。最後に事業の成果としては、協力団体が増え、事業に広がりを持たせることができました。「10 令和6年度の成果」に記載のある、市の地域福祉課に配置されている地域共生推進員の柿田氏が、生活介護事業所すまいるが運営するすまこっぺとマッチングしていただき、食品提供いただくルートを確立したり、50代ひきこもりの参加支援の受け入れ先になりました。具体的な説明は時間の関係で省きますが、概要については地域共生推進員の活動報告の中にも記載がありますのでご参照ください。以上です。

続いて、評価項目⑩については、豊川市子育て支援課の佐野から説明させていただきます。資料につけさせていただいたものは、豊川市の要保護児童対策地域協議会の要綱になります。平成16年の児童福祉法の改正において法的に位置付けられ、豊川市は平成18年2月に設置されました。第1条に記載の通り、児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護、要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、豊川市要保護児童対策地域協議会を設置しています。なお、要保護児童とは、保護者に監護させることが適当であると認められる児童、要支援児童とは、保護者の養育を支援することが、特に必要と認められる児童、特定妊婦とは、出産後の養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦となります。次に所掌事務としましては、虐待を受けた子どもを初めとする要保護児童等に関する情報の交換や、支援を行うための協議を行っています。

次にこの協議会につきましては、3層構造になっています。まず、協議会第3条の協議会につきまして、構成員の代表者による会議で例年1回開催しております。協議会の活動報告や総合的な連絡調整を実施しています。別表1が協議会の構成メンバーとなっております。続きまして、第4条の連絡調整会です。実務者会議と言っていますが、実際に活動する実務者から構成される会議を毎月1回開催しています。別表2が構成員となります。なお、構成員の一番上の愛知県女性相談支援センター東三河駐在所。あと、豊川市社会福祉協議会の地域支援課職員と、あと豊川市社会福祉協議会の障害福祉課職員、こちらにつきましては、令和6年度に拡充をして、構成員として参加をしていただいております。また、児童養護施設の職員と、母子生活支援施設の職員につきましては、協議会には参加していただいていたのですが連絡調整会の構成員にも位置付けさせていただきました。地域福祉の支援強化を図っています。最後になりますが、第6条の個別ケース検討会です。支援対象の子ども等や家庭に関わりを持っている担当者や、今後関わりを要する可能性のある関係機関の担当者による会議となります。随時開催で令和6年度は63回開催をしています。

なお、第6条にも記載がありますが、協議会の構成員には守秘義務が課されています。評価項目⑫については以上となります。

引き続き評価項目⑪です。こちらのヤングケアラー支援の現状報告です。

令和6年6月に子ども若者育成支援推進法が改正され、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども若者として、ヤングケアラーが明記されました。

子育て支援課では18歳未満のヤングケアラーの支援を実施しています。お手元の資料は令和7年度に日本福祉大学の野尻先生を講師にお迎えし、ヤングケアラー関係機関研修を学校教育課と共に開催した配布印刷物になります。当日は講義、グループワーク、ケアラーの当事者の方からのお話も伺いました。令和5年度から関係機関研修を実施しており、知識の収束、連携強化、周知啓発を図っています。参加者は、市内の小中学校の先生方や福祉関係者が主な参加者となります。また資料にはございませんが、令和6年度からはヤングケアラーコーディネーターを配置し、ヤングケアラーを発見把握した場合に、家庭の状況に応じ適切な支援につなげられるよう、学校等をはじめとした関係機関と連携して、相談支援、適切な機関へのつなぎ当事者家庭との関係づくりを行っています。

また、居場所づくり事業についても、ヤングケアラーコーディネーターを中心となって実施しています。市内の公共施設を活用し、子どもたちの長期休暇時に、コミュニティソーシャルワーカー、社協フードバンク、スクールソーシャルワーカー等と連携して関係を構築している家庭の子どもたちに呼びかけ、子どもとコミュニケーションを図る場として実施しています。令和6年度は2回実施しまして、令和7年度については現在のところ3回実施しております。説明の方は以上となります。

加えて、評価項目⑪-2について、豊川市社会福祉協議会としての取り組みを報告させていただきます。地域支援課の山本です。ヤングケアラー支援に向けた取り組みの紹介です。こちらにつきましては、先ほど評価項目⑥でお話させていただいた、12ケースのうちの1ケースの内容を説明させていただきます。

この当該ケースは、本人、母、祖父の3人世帯で、本人は小学生から不登校の状態が続き、社会との繋がりが薄い状況にありました。不登校に伴い、昼夜逆転生活を送り、また祖父の介護を担うなど、ヤングケアラーの要素も含んでおりました。コミュニティソーシャルワーカーが関わった当初、本人は中学生であり、卒業後を見据えた支援として介入の方が始まりました。まずは信頼関係の構築をメインとし、何度も訪問を重ね、本人の趣味であるアニメやゲームの話をしながら、関係づくりに注力いたしました。また同時に本人、母、祖父に関わる支援者とも役割分担を行いながら、支援体制の構築にも努めました。しかし、本人と信頼関係は徐々に構築できましたが、不登校等の改善には繋がりませんでした。その中でも地域との繋がりを持って欲しいという支援者間の思いから、ヤングケアラーコーディネーターとスクールソーシャルワーカーとの連携を図り、先ほどご説明もありましたが、ぽかぽか広場のことをキャッチし、コミュニティソーシャルワーカーが本人を誘ったところ、参加に繋がりました。会当日はコミュニティソーシャルワーカーが本人と一緒に自転車で会場に向かい、会場でも一緒にゲームなどをして過ごすなど、本人も少なからず、自分の居場所を見つけたように感じております。当該ケースは現在も継続的に支援をしております。本人の望む将来に向けて、現在の担当のコミュ

ニティソーシャルワーカーが伴走支援をしている状況です。以上です。

続いて基本目標4について、評価項目⑫の現状報告をさせていただきます。

豊川市地域福祉課で地域共生推進を拝命しています豊川市社会福祉協議会の柿田です。よろしくお願ひします。評価項目⑫、続いての⑬につきまして重層的支援体制整備事業における地域づくりとして実践した世代間交流および子ども若者等の居場所の一覧を掲載しています。一部実施が7年度にまたいだ活動も含めております。では、下段の色付け部分を評価項目⑫として報告します。

世代間交流については特に三世代、また介護が必要となったことで施設入所となり、地縁関係が薄れる高齢者の地域との繋がり回復も課題として同時にとらえています。これは他に報告する活動にも共通しますが、居場所でありながらも多様な現場を舞台とすることで、働き方など子ども若者の将来の選択肢を広げていくということも併せた視点としています。掲載事例では認知症高齢者の施設内で協力農家とともに子ども食堂を開き、こどもや地域住民、施設利用者とともに菱餅づくりを行い、その作り方などを通して交流を楽しんでもらいました。この活動で共にした農家とともに、別地区では「休耕地化した梅林と空き屋敷を地域交流のために使えないか」との住民からの言葉をもとに「三世代交流」「伝承」「農福」をテーマとしながら、『梅干しづくりと羽釜炊きご飯のおにぎりづくり』をワークショップ形式とした集いの場活動を行いました。この活動でも近隣の介護施設に声掛けを行い、施設利用者には収穫から手伝ってもらいました。梅干しづくり当日には親子連れや若者が多く参加てくれ、空き屋敷の家庭的な雰囲気も相まり、終始賑やかで大家族で楽しむような活動となっています。

続いて評価項目⑬を報告します。2点ともに引きこもりや不登校の当事者にむけた居場所活動としています。子ども若者に関する他自治体の視察を行う中で、農や畠の活動がひきこもり支援に生かされていることをみてきました。一方でこのような場が市内で見当たらなかったため、先ほどの農家と意見交換を行い、これを形としています。利用事例ではともにアスペルガー症候群のある兄弟がそれぞれ心身状態の変化から離職、通信制の高校に通いながら進路に迷う中、社会参加やコミュニケーションの機会として参加してもらったり、統合失調症のある若年女性の外出先として利用してもらっています。この場では自己実現に向けて、土と畠を活用する居場所としており、資料右側のようなツールを利用しながら本人が「何をやりたいのか。何をやれるようになりたいのか」の気持ちを表現してもらう取り組みとしています。最後ですが、こちらは市内の建築会社が持つモデルハウスを活用した不登校の子と親の居場所です。当事者の親御さんと建築会社代表と意見交換を重ね、本年1月から開始。毎週土曜日に開催を続けています。ひきこもりや不登校に関連した相談先やグループ活動は他にもありますが、公的な機関で行うことが多く、性質上、明るい話とはなりにくい中、さらに無機質な空間で話すことが多いことが現場を見る中で気になっていました。空間として緊張を和らげる効果を期待し、建築会社が持つ明るく開放的なハウスの活用はどうか。また外出のきっかけとして、友達の家に行くとか人の家に遊びに行くということがモデルハウスを活用することで疑似的にも再現できないかということも狙いとしています。現在までに親子、親のみ、元不登校の親子、専門職の方など毎回10名前後の方が訪れる居場所となっています。冒頭伝えました通り多様な学びとして、建築会社ならではのD I Yや大工体験

なども行える環境もありますし、参加する子ども若者にとって多様な大人や社会があることを伝えるような場にもなっています。

地域づくり事業を通して、人・団体・機関同士の結び付けを進めつつ、新たな社会資源の立ち上げを図り、子ども若者年代からの互いの理解や支えあいが生まれる地域や居場所が形成できるように今後も支援を続けてまいります。以上で基本目標4の評価項目及び議題の2番を終わります。

○川島小委員会議長

これから委員の皆様と一緒に評価をしていくわけですけれども、もう一度ざっと振り返って、目標に沿って評価ということでディスカッションしていきたいと思っています。これまで豊川というところが、子ども若者にとって一体どういう街なんだろうというところをもう一度共有したいと思います。豊川というところが福祉実践教室含めて、若者に対して、福祉の意識を醸成しようということで、いろいろと取り組んでいることが見えてきました。

ただ一方で、地域の組織、特に町内会、自治会というところでは、この組織がかなり脆弱になっているという実態も見えてきたということになります。

この町で子ども若者の課題が少ないのかというと、例えば、コミュニティソーシャルワーカーが関わる重層的支援体制、ここは非常に多様な課題が絡まりあったような事例が繋がってくるわけですけれども、子どものケースが多いかというとそうではないわけです。

全体としては数が少ないけれども、豊川の街で子ども若者の課題がないのかというと決してそうではなく、学習のところの場でも学習支援を受けなければならぬ困窮の世帯に、プラス子ども達っていうこともたくさんありますし、要対協のところで会議にかかってくる個別ケース検討のところでは、今年度で63回の実績があったということになりますが、これだけの子どもたちの課題が豊川の中ではあるということなんです。

例えば、町内会の組織が脆弱化していたとしても、子ども食堂はこれだけたくさん行われているという、地域の中で思いを持った方たちがボランティア活動で子どもたちを支えよう、子どもたちと一緒にご飯を食べようということを、これだけの活動者がたくさんいて、活動してくださっているということであったり、或いは子ども若者ということについても特にヤングケアラーということであったり、ひきこもり、不登校というようなキーワードであったりということで、子ども若者の課題は、とても大事な課題であるし、未来の豊川を背負っていく子どもたちですので、こういう意味でも、豊川の中で、もちろん数も多いのは高齢者の問題かもしれないけれども、子ども若者ということにしっかりと焦点を絞って、今現状はどうなのか、これから取り組もうとしている地域福祉計画が本当に実効性を持って実現できているのかどうかっていうことをきちんと評価をしていって次の計画につなげていくことが、すごく重要な課題なのかなということを改めて思いました。

では今からもう一度資料1に戻ってきていただきたいと思います。いろいろ事業の説明をしていただいたんですけども、この評価というのは事業評価ではないんです。それぞれの事業がうまくできているかということの評価ではなく、この資料1にある評価項目が、施策目標1の「地域の助け合いの意識の醸成」特に子ども若者の福祉の意識醸成に今やっていることが果たして貢献できているかどうかという視点で、もう一度見直していただければと思います。

もう一度資料2に戻り、福祉実践教室、或いはボラたま隊、青少年ボランティア体験学習ということが、今豊川のところで積み重ねられているけれども、これは子ども若者の地域の助け合い意識の醸成ということに寄与しているのかどうかということについて、いろいろご意見をいただきたいと思います。特に足木様が関わっていらっしゃったということをお伺いしていますし、福祉実践教室というところでやっぱり小中学校というところで、ぜひこれ先生にも今のこの取り組みが子ども若者に届いているか、子ども若者の意識の醸成に役立っているかということについて、ぜひ実践現場、関わってらっしゃる方にご意見を賜りたいと思っています。

○足木委員

コロナになってから会話やコミュニケーションが全然ないので、声も出せず、声掛けができない子が多いと感じる。挨拶もできない。声掛けが年齢よりも幼く感じる子も多い。若い人もやる気はあるけれども、その表現が出てこないので、こっちが受け取りにくくもある。

○桑野委員

福祉実践教室については、市内小学校全26校で実施しており、福祉にかかわらず、学校教育にとっても良いと思っています。

青少年ボランティアについては、校長として見ていまして、校内でアピールしているわけではないけれども、思った以上に参加していると感じます。

振り返りのアンケートでは、小学校の福祉実践教室で学んだことが、青少年ボランティアで活かされているのではないかというイメージを持っていました。

○川島小委員会議長

やはり福祉実践教室からどう繋がっていくかっていうことがすごく大事ですよね。なので、小学校の福祉実践教室の実施とか中学校の実施の数というのは、もちろん1つの大事な指標ではあると思うんですけども、そこで学んだ子どもたちが次にどう繋がっていったかとか、その教室の中での子どもたちの表情の変化も捉えていかないと。意識の醸成がどう積み重なっていくのか、これが次にどう繋がっていくのか、この子たちがどう育っていったのかみたいなところも、評価というところでは、ぜひ捉えていきたいなというふうに思っています。

いずれにしてもこの子どもたちが、少し実践を通して次に自分が関わろうとして、また自主的に関わってくださるってとても嬉しいことですし、これが青少年のボランティア体験に繋がっているというところで、子どもだけではない、若者だけではない、子どもから若者へというような豊川の長い繋がりっていうところをぜひこれからも続けていただければと思います。ありがとうございました。

これ5つやらなければいけないので少しずつ切りながら次に進めていきたいと思います。町内会の子ども会の実態をもう一度振り返りたいんですけども、町内会の実態が脆弱化してますみたいなところだけではなくて、子ども若者の支援に資するような地域の福祉組織、地域福祉活動ということで、この組織をどう活性化していくのかというところが評価のポイントになってくると思います。

○権田委員

萩町という豊川で一番人口少ない町ですけどね。子どもの数の48人まで落ちま

して、今年から始まった小規模特認校制度で少し盛り返して60人程なんですが、もう子ども会が維持できないってやめちゃったんですね。それを町内会の当時のリーダーが、子ども会をやれないのはかわいそうだということで、去年から子ども夏まつりというのを始めたんです。子ども主体の夏で、夏休みにやりますが暑いですので、夕方からやりましたら、市民館を利用しているお手伝いとか総代さんとかですね。他にもたくさんの地域住民の参加してくれまして、どこからこんなに人が来るだらうというぐらいですね。親子3世代もですね。今年も非常に盛大にやりました。花火を提供してもらいましたね。提灯も貸してくれて、夏祭りにいる間に雰囲気が出て、あとはそれぞれのボランティアが新しく作ったり、ポンポン作ったり、キッチンカーとかじゃなくて手作りでやろうということで、今年もやりました。

非常にいいタイミングで町内会のリーダーから提案してくれまして、やっぱり子どものために、かわいそうだ、そういう気持ちはみんな一緒なもんですから、一致団結してやっています。よその町も、「なんか萩はこんなことやってる」みたいなことで、夏祭りをやめたところもまた復活してるみたいな。学校でですね。よかつたなと思ってます。

○木和田委員

子どもたちを地域で育てるということで、現状、子育てに関する相談施設を持っているんですけど、例えば1ヶ所に限定されると、そこに行きにくいので、それを少し解消していこうということで、国の方もそういうことを推奨しているんですけども。市内に豊川市の場合は、各中学校に1つは必ず児童館というのが、配置をされているものですから、そこへ定期的に子育て支援センターにいる保育士たちがいますので、そういったところに出かけていって、子育て中のお母さん方の相談にのったりしているんですけど、いずれはそこが根づいてくれば、児童館の職員とか、今のところ、パート職員（会計年度任用職員）でもやれるような下地を作っている段階です。

○川島小委員会議長

小中学校の子どもたちを地域の方たちも見守っていただいて、いろいろご支援をいただいているような気がするんですけども、地域の方とか学校の関わりってどうでしょうか。

○桑野委員

多いのは登下校時の見守りだと思います。自治会の方でそれぞれ立ち上げていただいていると思うんですけども、子ども会は小学校のPTAとの関りもありまして、学校としては切り離して欲しいんですけども、各地区で決めるときに、ちょうど今その時期なんんですけども、子どもが上がったときに、子ども会がPTAで、1回やれば、もうやらなくていいとか、その地区ごとの決め方が結構どこの学校であります、結局大変だからって子ども会やめてしまうと、結局子どもが活動できなくなっちゃうっていう、そういうふうなことが結構多くてですね。

割合的には市内7%ぐらい書いているんですけど、多分私が勤務する学校はもっと低いと思うんですけども。そうすると子ども会の役員も困るし、PTAも困るっていう。そういうところがあって、学校の方でも、教頭が事務局として、仕事内容を軽くして、明文化してわかりやすくしてやっているので、子ども会も同じよう

な、仕事増えてきたかもしれませんけれども、負担軽減をしていかないと、なかなか増やすとか難しいのかなっていうことは思いました。

○川島小委員会議長

ありがとうございます。いずれにしてもこの地域の中で、子どもの若者の支援に資する地域福祉組織っていうことを考えていくときに、今出していただいたのは町内会、子ども会っていうことに限定されていたんですけども、有志の方たちが子ども会がなくなったとしても、うちの萩のところで子どもを育てるんだっていうふうに集まってくれる方の活動があつたり、或いは児童館というような組織があつて、そこに会計年度ですけれども職員を配置をされているっていうことを考えたり、或いはPTAっていう組織の名前も出てきましたけれども、この子ども若者を支援するための地域福祉推進組織というのを、子ども会或いは自治会だけに限定をするっていうことをもう少し広げて、今豊川でできているのかとか、或いはどんな活動が生まれているのかとか、或いは児童館含めどういうところに可能性があるのかっていうところも併せて評価をしないと、この報告だけでは、何か自治会、町内会がだんだん人数が少なってきますみたいな、ちょっと悲観的なことで、どうしましょうみたいな話になってきているので、それだけではなく、他にも豊川には実はこういう力があるんじゃないかなっていうところもやっぱり評価の対象ですし、そこを次の計画のところでしっかりと後押しをしていくっていうことを計画の中に含めていただければと。

では、次の包括的相談支援体制のところに移りたいと思います。若者や子どもの課題がいろいろあることを数字で示していただいている。もちろん子どものケースということでは、重層で子どものケースが実はあるということであつたり、或いは子ども食堂ということであつたり、豊川市の学習支援というところが、いろいろ活動してくださっているということなんですけれども、この評価の視点としてはですね、子ども若者の支援に資する包括的な相談支援体制が充実できているかということですので、子ども食堂がたくさんありますということよりは、むしろこの子ども食堂というところをきっかけにして、包括的な相談支援に繋がるような場になっているのかということであつたり、学習支援というところが、本当に支援が必要な子どもたちに届いているか、或いはこの学習支援ということが、この子どもたちのいろいろな悩みや課題ということに対して、何かしらの後押しに本當になっているかというところをきちんと評価しなければ、やっていますという事業報告だけでは同じような気がして、そういう意味で、今日いろいろご報告をいただきましたけれども、ここは子どもたちの声に出せない声とか、助けてって言えないような声にもきちんと届いているんじゃないとか、或いはこういう場をもっと、声をきちんと受けとめるような場にしていくっていう可能性がないだろうか。这样一个ご意見賜りたいというふうに思っています。いかがでしょうか。

○小島委員

意見を言わせていただく前に、資料の中で、学習支援事業の令和6年度の進学状況が載っていないんだけど、把握はできていますか、何%ぐらいとか。

ちょっと1つ気になったのは、進学率がちょっと年々下がっていて、これがどういう状況なのかっていうのは、せっかく開催しているんですけど、中学3年生の進

率が100%だったのか、令和4年、5年と。若干下がっているのが、気になつていて、こういうところをもう少し自分たちも、内容を分析しながらですね、せつかくやっているんだつたらこういった部分、しっかり見て振り返っていかなきやいけないなというのは、反省を1つ思っています。

同じくボランティアの登録人数が、やはりこれも全体的に、低下傾向で、こういったボランティアの方が減るっていうのが活動の低下、もしくはさつき今先生が言われたような、それぞれの子どもに寄り添う中で、子どもの状況や何かを掴んでいる。そういうところがキャッチできない可能性が高まってくるので、こういったボランティアを養成するっていうことを改めてやっていかなきやいけないなっていうことを、非常に強く感じております。

まず学習支援についてはそういう部分は安定化しながら、さらにですね、実は学習支援の場所が、市内の中で1ヶ所なんですね。これは開催しているのが諏訪地区という市内の真ん中のところにあるところで1ヶ所やっていまして、そこに近い子たちは自分で来てくれるんですけど、遠い子たちは送迎をやっていてですね。やっぱり送迎まで行くと、若干敷居が高いとこもありまして、我々としてはこの学習支援の場所をもう少し拡大したいっていうなという意向を持っているんですが、こういったところがなかなか財政的な状況等も踏まえてですね、なかなか広げられない。

それからボランティアの数が少ないということも含めて、ちょっと広げられない状況があるので、こういったところをこれから自分たちも努力していかなきやいけないなということを改めて資料見て思いました。

○木和田委員

今回、資料1の方には載っていないところなので申し訳ないんですけど、当然これから、包括的な相談支援体制の充実ということで、子ども健康部になりますけれど、それに資する取り組みをしているので、ちょっとPRさせていただきます。

資料1で、相談窓口の充実というところがあつて、この主な取り組みの中で、児童発達支援センターの新規開設ですか、子ども家庭センターの新規開設の検討ですか、あと産前産後サポートセンターや子育て世代包括支援センターの充実ですか、この3つが同時に絡んでくるので、ちょっとそこの話をさせてください。

八幡駅の豊川市民病院の斜め前の南側に子ども家庭センターっていうのを作ろうと思っています。この子ども家庭センターっていうのは母子保健と児童福祉、特に虐待のようなところ、要保護児童対策協議会といったところの機能をあわせ持ったものが子ども家庭センターって言うんですけど、今回その保健センターには、その施設が一体化されて出来上がります。

なおかつ、そこに隣接する形で児童発達支援センターができ上がります。これは従来の発達障害とか、心身障害者以外にも、肢体不自由児のところについても、作業療法士さんなんかももう採用していまして。それを来年の夏ぐらいにオープンするように今準備をしています。それに加えて産前産後サポートセンターですか、そういうものも包括されますので、相談に来た親御さんたちが、単純に虐待とかそんなところだけではなくて一般的な相談から、そこに発達障害のことまで幅広く、ご相談できるような、そんな体制を作るっていうことで今進めています。本当は来年ぐらいにできていますって言つていえるところだったんですけど、そういう取り組みが進んでいます。

○川島小委員会議長

学習支援事業のところに少し気になったのはやっぱり参加率のところが40%台ということなんですね。子ども食堂もたくさん開催されているんですけども、子ども無料ということですけれども、本当に支援が必要な子どもたちがそこに隠れているのかどうかというところもやっぱり気になります。

つまり、この包括的支援というのは、もう別に相談に来なくてもいい、或いは相談にすぐ来れるという子どもだけではなくてですね、アウトリーチをしてもなかなか手に届かないような悩みを抱え込んでしまうというような子どもたちに、この包括的相談がきちんと届くかどうかっていうことですので、このあたりのところで参加していない子どもたちであったり、或いは子ども食堂に入っていきたいんだけど、来れていない子どもたちというところに、どう繋がっているのか。

○事務局

学習支援事業の統計方法について補足説明させていただきます。小島委員から、進学が100%じゃないという部分について。進学したかどうかわからない方も含まれます。基本的には生活保護世帯と困窮世代を対象にしているので、生活保護世帯については進路確認がとれるんですけども、生活困窮世帯として学習支援事業に参加している方については、途中で連絡取れなくなってしまう方もおり、確認ができるないということで100%じゃないっていう見え方になっていています。また、ボランティア人数も年々減っているって話がありましたら、最新の令和7年度の数字としては、20人、数としては増えてきています。毎回の参加率だけ見ると下がっているように見えますが、まず、毎回定員が20人という設定があり、学生支援事業を使いたい人はまず登録をしてもらって、そこでその登録の中から利用したい人を集めてやっているということで、1ヶ月に1回以上参加した人がいればその人は参加っていうことでカウントし、それ12ヶ月分集計し、平均の参加率を算出しているので、どうしても登録数からみる参加数は低くなってしまうんですけども、毎回定員20人に対しては満員である現状もあり、数字の見え方について補足させていただきました。

○川島小委員会議長

いずれにしても1ヶ所しかないというところですべてが網羅できているとは思えないで、そのあたりのところでも1ヶ所を拡大していくというところで、より広めていっていただければと思います。

では次に権利擁護の推進というところで、要対協の設置の要綱であったり、或いは協議会の構成員のご説明をいただきました。或いは、ヤングケアラーということについて、支援の推進を取り組んでいるというようなお話をいただいたんですけども、実践の実態というのが、ケースで説明をしていただいたんですけども。この要対協というところが、重層的支援体制の支援会議のところとも重なってくると思いますし、CSWのいろんな相談のところにも関わってくると思いますので、ここだけで評価するっていうことは難しいかもしれませんけれども、今こうやって要対協含めて、虐待を受けているような子どもたちがいるんじゃないかな、そこの早期に発見ということに今の取り組みが寄与できているのかということについての評価視点ということで、何かご意見いいですか。

○小島委員

この連絡調整会、令和6年度からメンバーが増えたとか、あと児童養護施設や生活支援施設の職員の方に変わったっていうね、その辺がご説明あったんですけど、実はですね、この要綱の平成18年2月20日から施行するって書いてあり、この要綱を実は私中心で作ったんですよね。

当時は連絡調整会っていうのは、今言われたようなところよりももう少しコンパクトに作ってきたもんですから、こういうお話を聞いて、メンバーがこれだけを充実してきたっていうところを見てですね、これだけのところが関わって月1回情報交換をしていると、もうかなりいろんな情報が交換できて、これ手前味噌の話になってしまふんですけど、いろいろ意見交換がされているんだというのは想像できましたので、この辺はたくさんの構成員になると取り回しは大変なんんですけど、こうやってやられているのが非常にいいことだなというふうに思いました。

○川島小委員会議長

いずれにしてもこういうふうにたくさんのメンバーの方たちが、子どもたちの権利擁護ということに関わってくださっているって組織の実態としては、とても素晴らしいと思うんですけども、評価ということになると、このメンバーがいますということだけでなかなか評価ができず、実際にどう機能しているのかっていうところが、私たちも見たいところになりますので、またそういう情報を今後いただければというふうに思っております。

1つ確認なんですかけれども、ヤングケアラーの支援ということで、これ別に人員を配置したってことでしたでしょうか。

○事務局

コーディネーターを会計年度任用職員として令和6年度から配置しています。

○川島小委員会議長

包括的支援っていうのは重なり合っていくけれども、その重なったところを、それぞれ別々にやるのではなくて、縦割りをふやさないっていうことが大事だと思うんですけども。なんちやらコーディネーターっていろいろたくさんいて、その人たちがどうも縦割りっていうことの実態になっているので、包括的支援なのに縦割りみたいなことにはならないように、ここをしっかりとコミュニティソーシャルワーカーであったり、社協だったり、いろんなところと重ね合わせていただきたいなということは、ちょっとお聞きして思いました。

もう1つのところでございます身近な地域の暮らしやすさの確保というところで、この地域の中でいろいろな取り組みをご紹介いただいたり、或いは実際の事例もご紹介をいただきました。豊川というところは本当に外部から見させていただいて、それぞれの地域の中で本当に取り組みが活発に行われているところで、実は豊川市の地域福祉計画にヒアリングに来てくださいました、私が所属している学会の方達と昨日、WEB会議があったのですけれども、そこで豊川市の報告もさせていただいていました。その中でやっぱり豊川すごいなっていうことで、地域の学会の役員の方々が豊川をもっと知りたいっていうことをおっしゃっていて、すごく注目をしてくれています。そういう評価されているということなんですかけれども、こうい

う様々な取り組みということで、地域づくりの指標としては、今日はいろいろやっているということだけではなく、評価の視点というところで、地域福祉計画の地域づくりに関する施策が、子ども若者が暮らしやすい地域づくりを推進できているかということが、この評価の視点ということになります。

そういう意味で、今日ご紹介いただいた取り組みが、子ども若者がこれからも豊川で住み続けるということの地域づくりに資しているかどうかというところの、そういう視点で、ぜひいろんなご意見を賜りたいと思いますけれどもいかがでしょうか。これはもう皆さんからできれば、一言いただければと思います。足木さんいかがでしょうか。

○足木委員

大木でやっているんですけども、お話好きのお母さんたちの会がありまして、その方が立ち上げたことなんんですけど、そこから受け継いで、やるしかないみたいな感じで。その大木会館に新しい人たちが来て、昔はちょっと地域の人たちが来てたっていう。嫁さんが来て、その子たちが来てた。今、新しい家の人たちが子どもを産んだけど親御さんと住むことはなくて2人だけで住んでるので、どうしていいかわからないって結構あるみたいで、奥さんの方は大体県外からご一緒になったので、それで旦那さんの会社の都合でここに来て、子育てには不安がいっぱいあって、地域にそういう場所があるんだよと宣伝していきたい。月曜日にやっているんですけど、そういう人達が不安ながら子ども連れてくるので、そうするとそこでお母さんのリフレッシュできるように。だから、そこでちょっと良くなったら他の人に声をかけてってと、どんどん増えています。その辺、だからやっぱりできるところで声かけコミュニケーションをとるっていうのが、良くしてくんじゃないかなっていう気もします。子どももそっちいきますからね。

○川島小委員会議長

地域差って豊川の中でもすごく地域によって差があって、若い人たちが入ってくるところもあるけれども、すごく昔からの人たちが住んでいる地域差っていうのもあると思うけれども、何かこの地域づくりっていうことで何かコメントいただければと。

○桑野委員

校長としてよく地域の方と話をしますが、基本的には子どもが減っていく中で、やっぱり地域として何かできることないかっていうことを言われる方は大変多くて、ありがたく思うんですけども、そういう意味で、子どもは入ってはいくんだけども、子どもたちを支えるなんて、何かできないかって言うことを考えますと、子ども食堂とか最近できたりとか、そういう形でも、子どもを中心においた関わりっていうのが増えているのかなとは思いますので、そういう意味で言うと、これが進んでいるのかなっていうことはちょっと思っています。

○権田委員

先ほどちょっと出しました一番人口の少ない町ですけど、これも今60人ぐらいかなっていう。今年から小規模校特認校になりまして、10人程度は増えたわけです。1つの要因としては、学校の方から説明する資料の中に、地域の人たちからこ

んなことを学べますよというパンフレットを作ったりね。それで、話をして学校も見てもらって、これはよさそうだっていう子たちが来てくれているんですが、何も特認校始めるから、そういう活動を地域の人がやっているっていうのではなくて、昔からずっとやってきたことを、児童減って下手したらなくなっちゃいそうだというところを、特認校制度で助かったっていうか、それを助ける一部として、地域の人の活動をみんなに紹介して、評価してもらったというふうなことが、今年からはあるもんですから、これ大きいかなと思っています。

○小島委員

重層的支援体制整備事業の地域づくりの事業の所管の部長として、思っていることが、一宮地区の方で地域の農家の方々と協力し、そこが地域の子どもであったり、それからひきこもりの方の交流の場、参加の場になりつつあるなっているっていうのが、成功事例としてありますので、これ当然この1ヶ所だけではなくてですね、こういう成功事例を紹介してPRしながら、これが最低でも中学校区、その次は小学校区に1つみたいな形で、どんどん広がっていく過程にあるっていうことで、今、スタートとしては良いスタートを切れていると思うので、引き続きこういったものを、コミュニティソーシャルワーカーも一生懸命頑張ってやってくれているので、広げていくといいかなと。

そういう中で、もう1つ、先ほどの子ども会の問題にもなってくるんですけど、桑野先生おっしゃった通りで、町内会、PTA、子ども会って別のように見えて全部一体となっているので、根本としては役員がやりたくないからっていう部分が大きくて、だからPTAを抜ける、町内会やPTAを抜けているから子ども会も当然抜けるみたいな。そういう変な悪循環があるので、例えば子どもが集まってる地域の場が、自然と人が集まってる場が、子ども会等の再生の鍵になればいいかなと思っています。以上です。

○木和田委員

豊川市の就学前のお子さんは、1万人弱、8,000人になるというイメージ。ただ校区ごとに見てくと、50%に減っている校区もあるし、90%台というところもあるので、地域ごとに一律ではなくて、それぞれの地域に合った施策を展開するのも必要かなと思っていますので。

ただ一方で、お母さん方、母子手帳を発行するときに、始めている質問があって、仕事していますか、していませんかっていうことを妊娠期以降に尋ねるんですね。それが15年ぐらい前は半々ぐらいで、令和6年度では8割を超えてます。そういう状態になってくる中で、フリーで動ける人たちがどれだけいるだろうということも考えていかなきやいけないっていう環境にはなってきた。

○川島小委員会議長

地域づくりは本当に大事なところで、実はこの小委員会も、最初はどこか1つの目標をピックアップしてって話も出ていたんですけども。でもやっぱり包括的相談支援という1人ひとりの個別支援ということと、地域づくりを一体的にというのは、この包括的支援の立て付けの根幹のところでしたので、やっぱりここを切り離さずに、視点は子ども若者っていうことで焦点化したとしても、この参加支援、個別支援、地域づくりっていうところを一体的に見ていくというのが、今日の主旨

ということになりました。

その中で最後は地域づくりだったんですけれども、やっぱり地域特性がすごくあると桑野先生もおっしゃっていましたし、木和田さんもおっしゃっていましたけれども、いろいろな地域性がやっぱりあるわけですよね。子どもが増えているところもあるし、高齢化率が50%近くになっているところもあるので、地域づくりというところは今まさに木和田さんがおっしゃったように、全部普遍的に一律にということではなく、やっぱりそれぞれの地域特性に応じて、そこ特有の地域資源とか、そこにいらっしゃる人の力っていうところをやっぱりちゃんと見て、それぞれの地域ごとに地域づくりの作戦を変えていく必要があるでしょうし、この評価というところで成果を出すときにも成功事例というところでも、多様なやっぱり成功事例があつたらいいと思うんです。

例えば居場所づくりでもこんな人たちが5人ほど集まって楽しくお茶を飲んでいるというところでも、人口がすごく少いところで、坂が多いところで5人が集まって楽しく過ごしているって、それは1つの大事な成果であるし、100人、200人集めたからすごく成功っていうわけではないと思うんですね。

なので、梅ということであったり、祭りっていうことであったり、この地域特性をしっかりと生かし、地域資源をしっかりと生かしながら、そこに集まる方たちの、声が出せないような支援が必要な当事者の方の思いを、どれだけ聞いて、その人たちを意識しながら場を作っていくかっていうところが、その人たち抜きにして地域で楽しくと言って、本当に届かないといけない人たちの声が届いていない場所を幾ら作ったとしても、それを成功事例にしてはいけないというふうに思っております。

ですので、その事業だけの説明ではなくて、どういう地域でどういう地域特性のところで、どういう宝があるところでこれをやったか、というところも含めて成功事例として出していただくと、もしかしたら豊川以外のところでも見られるかもしれないですし、またそういう隣の市町のところから学び合うということもできるんじゃないかなというふうに思います。

今日は皆様にご意見を賜りまして、この4つの目標ということを5つの施策というところについて振り返りをさせていただきました。

地域の助け合いの意識の醸成は種まきみたいなものだと思うんです。目標達成していくために、これからこの地域の中で育つて若者になっていく、そして大人になっていく子どもたちに、豊川で暮らすということの中で自分だけよければいいではなくって、支え合っていくとか、地域づくりと一緒にしていくことの意識を培っていくということがすごく土台になるんだなっていうことも思いましたし、そこを何回やりましたとか、そういうことだけではなくって、その中で子どもたちが一体どういうふうに学んでいって、それがどう繋がっていくのかというところも評価の視点として必要なんじゃないかということもお話をさせていただきました。

地域福祉の組織化っていうところでも、町内会っていうところはなかなか増えていないけれども、町内会だけを単体で見るんではなくて、小島さんがおっしゃったようにPTAとかいろんなところでやっぱり一体的なものであるし、町内会だけではないかもしないっていうところで視点を広げながら、地域福祉の組織というところについてのあり方ということも、これから特に社協の方たちも一緒に考えていけばいいかなというふうに思っております。

相談支援というところでは、今見えてる、繋がっているケース数だけが出てい

ますけれども、繋がっていないケース、潜在的なケースの存在ということを必ず意識しながら、そこにどう届くことができるかというところで、さらに相談っていうことを聞けるような、或いはアウトリーチ或いはニーズキャッチということができるような場を広げていけるかっていうことで、豊川市の学習支援事業というところも、場所ですけれども、ここをどう広げていくかとか、或いは子ども食堂の機能ということについても、楽しく食べるっていうことももちろん大事だけれども、そこに例えればプラス少し学習支援の機能をそこに乗っけていくとか、そこに少し包括的な相談支援を乗っけていく、いわゆるバラバラにせずに、そこに重ね合わせていくっていうことが包括的支援体制の大事な肝だと思っているので、そういうところもまたこれから次の期に向けて考えていただければというふうに思っております。

子どもたちの権利ということを守るっていうのは本当に大事なことです。この多様のメンバーの方たちが定期的に集まってそれを考えてくださっているということ。ここでぜひこの方が集まっているからこそできたことは一体何なのかなっていうことについても、評価の視点として、今後深めていっていただければというふうに思っています。

いずれにしても、この地域づくりっていうところで、この子ども若者を最初にやって欲しいって私がお願いをしたのは実は、子ども若者ってすごく力があって、子どもたちのためならみんなが集まってくれるというような大人、大人が集まったりとかいろんな人たちが集まってくれるので、子どものための地域づくりでもあるけれども、子どもを中心にして地域づくりっていうことも考えうるということで、この子ども若者っていうことを、豊川の中で大切にしていって、そこを軸としながら、地域づくりっていうことをさらに広げていくことができれば、これから地域福祉計画の進み具合っていうことの、ちょっとエンジンがかかるということで、最初に子ども若者というところをきっかけさせていただきました。

今後、子ども若者をずっと5年間続けて評価っていうのもありますけど、それだけで子ども若者の計画になってしまいますので、ここからまた今日話し合っていただいたことを、子ども若者の視点ではなくて次は、障害のある方の視点から見てというか、地域づくりって一体どうだろうかとか、障害のある視点の方から見て、包括的な相談の窓口ってどうなっているだろうかとか、そういうことで話し合っていただければ。結局、最後は重ね合わせて豊川のまちづくりになるんですけども。

地域福祉計画を作りつ放しで5年間ほったらかしでは余りにももったいないと思いますので、また重層を進めてらっしゃるので、重層の事業評価と重なってきますので、評価っていうところを、進めていただければというふうに思っております。ありがとうございました。では他に何か特にここ言っておきたいって思うようなことがもしあれば。

○権田委員

定量的に言っただけじゃ本当のことはわからんよっていうお話。あるとは思うんですが、制度的にもここまで出しているのは大事なことだと思うんですが。それでお花の話ができました。この花を多くするためには、やっぱりもう土壌がしっかりしていないと。その勉強会でも聞くんですが、この土壌は10年間ぐらいじわじわでそんな急にいかない。いろんな生き物の進化はじわじわというふうに思うんですから、そういう豊川の土壌をどうしたら、福祉に限らずいろんな幸せな生活の

ために、土壌になるかっていうのを評価っていうかな。数字だけじゃないと思うんですがそういうのも微々たる変化があって、積み重ねが大きいかなと思います。やれるといいなと思いました。

○川島小委員会議長

ありがとうございました。評価をやる価値っていうのを最後にまとめていただいたと思います。本当に限られた時間ですけれども貴重なご意見をたくさん賜ったと思います。この5つの項目ということで評価をさせていただいて、本日の議題ということはすべて終了させていただきました。では、最後に事務局から連絡事項などがあればということでよろしくお願ひいたします。

○事務局

はい。本日の小委員会の審議内容につきましては、第7条第5項に基づき、豊川市地域福祉計画推進委員会へ報告させていただきますので、よろしくお願ひいたします。後日議事録等につきましてもホームページで公開させていただきます。また、皆様の現在の任期につきましては2年ため、令和8年3月31日までとなっております。これまでご協力をいただきまして、ありがとうございました。令和8年からの委員の委嘱につきましては、改めて依頼や募集をさせていただきます。就任の依頼がありましたら、引き続きお引き受けいただきますと大変ありがとうございます。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。それでは気を付けてお帰りください。